

首長の多選問題に関する調査研究会(第1回)議事要旨

1 日 時 平成18年12月1日(金)17:30~19:30

2 場 所 虎ノ門パストラル

3 出席者(敬称略)

座長 高橋和之(明治大学法科大学院教授)

座長代理 岩崎美紀子(筑波大学大学院人文社会科学研究科教授)

金井利之(東京大学大学院法学政治学研究科教授)

斎藤 誠(東京大学大学院法学政治学研究科教授)

只野雅人(一橋大学大学院法学研究科教授)

横道清孝(政策研究大学院大学教授)

4 議 題

(1) 総務大臣挨拶

(2) 座長選出

(3) 「平成11年首長の多選の見直し問題に関する調査研究会報告書」等について

(4) フリートーキング

5 議事の概要

(1) 菅総務大臣の挨拶が行われた。

(2) 座長に高橋和之氏が選出、座長代理に岩崎美紀子氏が指名された。

(3) 会議の運営について、次のように決定された。

①:会議は非公開とすること

②:会議資料は、原則として公表すること

③:会議終了後、総務省会見室において、ブリーフィングを行うこと

④:会議終了後できる限り速やかに、議事要旨を公表すること

⑤:議事録は、構成員が確認した後できる限り速やかに、公表すること

⑥:②④⑤の公表は、総務省HPに掲載することにより行うこと

(4) 事務局から、本研究会の調査研究事項、平成11年の首長の多選の見直し問題に関する調査研究会報告書等について説明が行われた。

(5) その後、フリートーカーが行われた。

各構成員からの主な意見等は、以下のとおり。

- 今後議論を進めていくに当たって、まずは憲法上の論点を整理していくべきである。その際には、政策論もフィードバックしつつ、議論すべきである。
- 多選制限の必要性・合理性については、憲法論からみた必要性・合理性か、政策論からみた必要性・合理性か、よく考える必要がある。
- 立憲主義、民主主義の基本原理の観点から議論すべきである。外国の大統領制において任期を制限している場合に、その制限の考え方を調査する中で、任期や多選の制限を支える論拠も見出せるのではないか。
- 住民の代表である首長は、憲法が保障する職業選択の自由の「職業」なのかどうか、疑問がある。
- 選挙権、被選挙権の性格をどのように考えるのか。選挙権は権利であり公務であるとする二元説をとった場合、首長の多選制限に関し、異なった議論となるのか、ならないのか。様々な観点から検討すべき。
- 多選の弊害を定量的に捉えることは困難であるが、何か関連するようなデータや資料がないか。例えば、期数別の選挙の投票率や次点者との得票の差といったデータで何か傾向が見えないか。
- 多選の弊害ばかりに焦点を当てるのではなく、多選の制限をすることが、日本の民主主義にどのように貢献するのか、といった側面からも議論すべき。

(文責:事務局)